

## 荷物保険の概要

### 【保険の対象にならない荷物】

貨紙幣・有価証券類・金・銀・白金の地/金、宝石・貴金属、美術品・骨董品など運送約款で貴重品・高価品とされる荷物

記念品・書類・写真・設計図等価格の決定が困難な荷物/生動物・植物/保管中の荷物(ただし車上で仮置中の荷物は対象)

### 【保険の補償条件が制限される荷物】

ばら積荷物(\*1) 特定危険担保(\*2)、盗難・不着担保、生鮮食料品・冷凍冷蔵荷物等  
特定危険担保(\*2)、盗難・不着担保、冷蔵貨物特別約款付(\*3)

(\*1) ばら積荷物とは、液状・粉状・粒状・気状・泥状・結晶状・塊状、棒状等の形状で個数によらず重量または容積により取引が行われる荷物で、梱包せずに輸送用具にそのまま積載される荷物をいいます。

(例：重量・容積単位で取引される、古紙・鉄屑・産業廃棄物など。鉄鋼・木材製品は除きます。)

(\*2) 特定危険担保とは、火災、爆発、もしくは輸送用具の衝突、転覆、墜落、不時着、沈没、座礁、座州によって生じた損害に対して保険金をお支払いする条件です。

(\*3) 冷蔵貨物特別約款とは、冷凍・冷蔵のために使用されている機械・装置の破損・故障により生じた温度変化による損害に対して、保険金をお支払いする特別約款です。

### 保険期間（保険会社の責任の始終）

引受保険会社の責任は、発送地において荷物を引き取ってから、到着地において荷物を引き渡すまでの輸送中が対象となります。また、運送人が管理する構内における車上で仮置中（トラックの荷室内で鍵が掛かっているなど事故防止の措置がとられていることが前提です。）も補償します。  
支払限度額・免責金額

支払限度額 1事故につき、1,000万円

免責金額 1事故につき、30万円

★支払限度額は、輸送の前日までにご通知いただくことで5,000万円まで増額することが可能です。（下記の追加保険料が必要です。）

#### 増額後の支払限度額 追加保険料

1 事故につき、3,000 万円 500 円

1 事故につき、4,000 万円 1,000 円

1 事故につき、5,000 万円 1,500 円

※引越荷物、個人の家財について支払限度額の増額はできません。

#### 保険金をお支払いする主な損害

前述の「保険の補償条件が制限される荷物」を除き、オール・リスク条件で補償します。

「オール・リスク条件」で保険金をお支払いする主な損害：

①盗難、不着、破損、汚損、水濡れによる損害など

②火災、爆発、輸送用具の衝突・転覆・脱線・墜落による損害、共同海損犠牲損害など

保険金は仕切状面価額(仕切状が無い場合には荷物の引渡日の到達地価格。中古品については時価額)

を限度にお支払いします。(機械などで修理が可能な場合は修理実費をお支払いします。)

また、リース品につきましては、所有者からの損害賠償請求が確認できる場合に限り、時価額を限度

に保険金をお支払いします。

#### 保険金をお支払いできない主な損害

①保険契約者、被保険者、下請業者またはこれらの者の法定代理人、使用人等の故意による損害

②輸送用具、輸送方法または輸送に従事する者が出発の当時、貨物を安全に輸送するのに適していな

かったことによる損害

③戦争、ストライキ、暴動、原子核反応、検疫、官の処分による損害

④地震、噴火もしくはこれらによる津波またはこれらに関連のある火災その他類似の事故によって生じた損害

⑤地震、噴火もしくはこれらによる津波により異常な状態が存続する間に生じた損害

⑥「輸送中」以外の状態にある間のテロ行為等による損害（「輸送中」については普通保険約款およ

びテロ行為等不担保特別約款以外の特約の規定に従い、保険金のお支払いの可否を判断します。）

⑦化学兵器、生物兵器、生化学兵器または電磁兵器による損害

⑧貨物の自然の消耗または性質・欠陥による損害（自然発火、むれ、腐敗、かび、変質、変色、さび、蒸発など）

⑨運送の遅延による損害、違約金・逸失利益等の間接損害

⑩荷造りの不完全による損害

⑪警察にて届出が受理されていない盗難または紛失による損害

⑫下請運送人の経済的破綻によって生じた損害

⑬法令に定めた運転資格を持たない者、または飲酒運転者等の運転中に生じた損害